

議 第 35 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の項第 2 号中「健康福祉局」を「こども局」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

執行体制の再編に伴う規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。